

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和59年度以前に取得したもの……再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ. 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア. 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア. 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ. 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年、工作物 10年～60年、物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から退職手当組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、退職手当組合における積立金額の運用益のうち東員町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

なお、当年度においては前記金額が負となるため、当該超過額を投資その他の資産の「基金－その他」に含めて計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（要求払預金）及び現金同等物。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 償却資産の計上基準

償却資産については、取得価格50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分が明確に判別できないものについては、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価格のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更

該当する変更はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する債務はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
- ② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示している項目は、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 － %

連結実質赤字比率 － %

実質公債費比率 3.1 %

将来負担比率 － %

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当金額はありません。

- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費（一般会計） 92,851千円

- ⑧ 過年度修正等に関する事項

なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲と内訳

売却可能資産の範囲は、財務書類対象年度の翌年度予算において、財産収入（財産売却収入）として措置されている公共資産としています。

当年度において売却可能資産はありません。

- ② 減価償却費について直接法を採用している科目

なし

- ③ 減債基金に係る積立不足額

なし

④ 基金借入金（繰替運用）

なし

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 8,136,939千円

⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	6,459,946 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	636,361 千円
将来負担額	10,565,162 千円
充当可能基金額	14,302,409 千円
特定財源見込額	5,503 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	8,136,939 千円

⑦ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 77,444千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当する事項はありません。

(4) 純資産変動計算書にかかる事項

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △155,139 千円

② 既存の決算情報との関連性

(単位：円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	11,606,934,371	10,688,304,052
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0	0
繰越金に伴う差額	1,516,783,841	0
資金収支計算書	10,090,150,530	10,688,304,052

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	667,165,379円
投資活動収支の国県等補助金収入	52,570,175 円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	1,368,214 円
減価償却費	△559,114,630 円
賞与等引当金増減額	△5,252,924 円
基金（退職手当関連）増減額	100,026,000 円
徴収不能引当金増減額	△333,968 円
資産売却益	3,398,938 円
資産除売却損	△2,410,441 円
純資産変動計算書の本年度差額	257,416,743円

④ 一時借入金

一時借入金の借り入れはありません。

なお、一時借入金の上限額は、100,000千円です。

⑤ 重要な非資金取引

なし